

## 静岡県と株式会社リコー及びリコージャパン株式会社との包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）、株式会社リコー（以下「乙」という。）及びリコージャパン株式会社（以下「丙」という。）は、密接な連携と協力をすることにより、持続可能な社会に向け、地域活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が密接な連携と協力をすることにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、一層の地域の活性化に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (2) 県政情報の発信に関すること
- (3) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (4) 観光の振興に関すること
- (5) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (6) 県産品の販路拡大や地産地消の推進、地域産業の振興に関すること
- (7) 県民生活の向上や環境の保全に関すること
- (8) 健康増進、子育て家庭・高齢者・障害のある方への支援に関すること
- (9) 交通ネットワークの充実、富士山静岡空港の利用促進・PRに関すること
- (10) SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で、国連で合意された2030年までの世界的な優先課題及び世界のあるべき姿を定めた世界共通の目標) の普及啓発や実践に関すること
- (11) その他、県政の推進や住民サービスの提供に関すること

2 甲並びに乙及び丙（次項に規定する関係会社を含む。）は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙合意の上、決定する。

3 乙及び丙は、第1項に定める事項の一部を、甲との協議により乙及び丙の関係会社に実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき提供された秘密である旨の表示がなされた情報（以

下「秘密情報」という。）の秘密を保持し、当該秘密情報を開示した当事者（以下「開示当事者」という。）の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならず、第1条の目的以外の目的には使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する情報はこの限りでない。

- (1) 開示当事者から情報が開示されたときに既に公知となっていたもの、又は開示当事者による情報の開示後自らの故意もしくは過失によらずして公知となったもの
- (2) 開示当事者から情報が開示されたときに既に保有していたもの、又は開示当事者による情報の開示後、当該情報を開示する正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領したもの
- (3) 開示当事者からの情報の開示後に、開示当事者から受領した情報によることなく独立して開発したもの
- (4) 法令による情報の開示を求められたもの

2 甲、乙及び丙は、本協定が終了した後も、前項に規定する義務を負う。

### （期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月23日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事

川勝平太

乙：東京都大田区中馬込1丁目3番地6号  
株式会社リコー  
執行役員  
事業開発本部 本部長

中村昌弘

丙：東京都中央区築地五丁目6番10号  
浜離宮パークサイドプレイス7F  
リコージャパン株式会社  
執行役員  
新規事業本部 社会インフラ事業部 事業部長

松坂義明